

大学リーグやまぐち部会設置規程（案）

（目的）

第1条 大学リーグやまぐち（以下「リーグ」という。）に、リーグ規約第9条の規定に基づき、次の部会を置く。

- (1) 県内進学・魅力向上部会
- (2) 県内就職部会
- (3) 地域貢献部会

（所掌事項）

第2条 各部会は、全体会議の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、関連事業を実施する。

- (1) 県内進学・魅力向上部会
 - イ 県内進学の促進に向けた県内高等学校等との連携に関する事項
 - ロ 高等教育機関の情報発信に関する事項
 - ハ 高等教育機関における教育及び研究の連携に関する事項
 - ニ 高等教育機関の教職員の資質向上に関する事項
 - ホ その他県内進学の促進及び高等教育機関の魅力向上に関する事項
- (2) 県内就職部会
 - イ 高等教育機関との連携による県内企業の魅力発信に関する事項
 - ロ 各高等教育機関における学内企業説明会等の開催支援に関する事項
 - ハ その他県内就職の促進に関する事項
- (3) 地域貢献部会
 - イ 高等教育機関と地域・企業の連携促進に関する事項
 - ロ PBL（課題解決型教育プログラム）及びリカレント教育の推進に関する事項
 - ハ その他地域貢献活動の促進に関する事項

（組織）

第3条 部会は、別表1に掲げる部会員をもって構成する。

- 2 部会に、事業を管理する主管校を別表2のとおり置く。
- 3 部会に、部会長を置く。部会長は主管校の中から選任する。

（事業の実施）

第4条 主管校は、部会員と連携し、所掌事項の関連事業を実施する。

- 2 関連事業の実施その他必要な事項は、主管校と部会員の協議により定める。
- 3 全体会議の承認を受けていない新たな事業が、部会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、主管校の判断により、その事業を実施することを妨げない。

(ワーキンググループ)

第5条

- (1) 部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、会員の中から主管校が選任する。
- (3) ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、部会が定める。

(事務)

第6条 部会の事務は、各部会の主管校において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

別表1 (部会員)

○大学・短期大学・高等専門学校

部会員	県内進学 魅力向上	県内 就職	地域 貢献
宇部フロンティア大学	○	○	
山陽小野田市立山口東京理科大学	○	○	○
至誠館大学	○	○	○
下関市立大学		○	
水産大学校	○	○	○
東亜大学	○	○	
徳山大学	○	○	○
放送大学山口学習センター	○	○	○
山口学芸大学	○	○	○
山口県立大学	○	○	○
山口大学	○	○	○
岩国短期大学	○		
宇部フロンティア大学短期大学部	○	○	
下関短期大学			○
山口芸術短期大学	○	○	○
宇部工業高等専門学校		○	○
大島商船高等専門学校			○
徳山工業高等専門学校			○

○経済団体

山口経済同友会		○	
山口県経営者協会		○	
山口県商工会議所連合会		○	

山口県商工会連合会		○	
山口県中小企業団体中央会		○	

○支援機関

山口県産業技術センター			○
やまぐち産業振興財団		○	
山口しごとセンター		○	

○私学団体

山口県私立大学協会	○		
山口県専修学校各種学校協会	○		
山口県私立中学高等学校協会	○		

○行政機関等

山口県	○	○	○
山口県教育委員会	○		
山口県市長会		○	○
山口県町村会		○	○
山口労働局		○	

別表2（主管校）

県内進学・魅力向上部会	東亜大学
県内就職部会	山口大学
地域貢献部会	山口県立大学

附 則

- 1 この規程は、令和2年8月 日 から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、大学リーグやまぐち運営委員会規約は廃止する。